

固定資産税における家屋外観調査等業務委託（令和8年度）に関する受注候補者選定要領

（目的）

第1条 この要領は、「固定資産税における家屋外観調査等業務委託（令和8年度）」に関する受注候補者を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

（委託内容）

第2条 委託内容は以下の仕様書のとおり。

- 固定資産税における家屋外観調査等業務委託（令和8年度）に係る仕様書
- 電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書
- 電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書
- 個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

（受注候補者選定委員会の設置）

第3条 受注候補者の選定に関する審査を行うために、行財政局内に「固定資産税における家屋外観調査等業務委託（令和8年度）に係る受注候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設ける。

2 選定委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

委員長	行財政局税務部資産税課	資産税課長
委員	行財政局税務部税制課	税制課長
委員	行財政局市税事務所固定資産税室	固定資産税第二課長

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、行財政局税務部税制課長がその職務を代理する。

4 委員に事故があるとき又は欠けたときは、行財政局市税事務所固定資産税室固定資産税第一課長、固定資産税第三課長又は固定資産税第四課長がその職務を代理する。

（受注候補者の選定）

第4条 選定委員会において、提出された企画提案書及びヒアリング内容をもとに、構成員が別紙「評価基準表」に基づき、提案内容を審査して採点し、構成員が採点した点数の合計点数を構成員の数で除したものとし（小数点以下第2位切捨て）、最高得点を獲得した者を受注候補者として選定する。ただし、最高得点が120点未満の場合は受注候補者とししない。

2 得点が同一であった場合、評価基準表における評価項目「実施方法」の点数が高い提案者を受注候補者とし、「実施方法」の点数が同点の場合は、選定委員会が総合的に判断し、受注候補者を選定する。

3 評価基準表から著しく外れる採点が行われていたことが判明した場合は、選定委員会で協議し、当該構成員の採点を不採用とする又は採点のやり直しを求める場合があるものとする。

4 提案者が1者の場合においても、受注候補者の選定手続を行うものとする。

5 提案者が多数となった場合、選定委員会において企画提案書等の提出書類について書類審査を行い、企画提案書等における提案内容が仕様を満たしていないと判断した場合はヒアリング対象とししないものとし、その他の場合はヒアリング実施日を別途調整してヒアリングを実施するものとする。

（選定結果の通知）

第5条 選定結果については、提案者全員に書面により通知する。

附則

この要領は、決定の日から施行する。また、契約の締結に伴い、その効力を失うものとする。